

資料3 「山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について」に対する関係利水者等の回答について

国四整河計第22号
平成24年9月19日

南予水道企業団 企業長 殿

四国地方整備局長



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見聴取について（照会）

日頃より国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

山鳥坂ダム建設事業におきましては、国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討について指示を受け、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「実施要領細目」という。）（平成22年9月28日付）に基づき、ダム事業の検証を実施しているところです。

国土交通省四国地方整備局においては、実施要領細目第4.1.(2).④.i)に基づき、山鳥坂ダム建設事業に替わる複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、概略評価により対策案を抽出したところです。

今回、抽出しました流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取を実施したく、添付様式に基づきご回答頂けますようお願いいたします。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴殿並びに関係各位のご意見を踏まえて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしております。

何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

(別添)

1. ご意見を伺う流水の正常な機能の維持対策案（資料1）
 - ①山鳥坂ダム案
 - ②河道外貯留施設（貯水池）案
 - ③海水淡水化案
 - ④ダム再開発（野村ダムかさ上げ）案

2. 留意していただく点
頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご承知下さい。

3. 提出
意見提出様式（別紙）にて提出願います。

4. ご回答期限
平成24年10月5日（金）までとさせていただきます。
※調整等で回答期限が難しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

5. 問い合わせ先及び提出先
国土交通省国土四国地方整備局河川部河川計画課
山鳥坂ダム建設事業の検証事務局
〒760-8554 高松市サンポート3番33号
TEL(代) 087-851-8061 FAX 087-811-8417

山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

団 体 名	
担 当 者 名	
連絡先 (TEL)	
ご意見の項目	ご 意 見
流水の正常な機能の維持の対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	



南水企第 320 号
平成24年 9 月26日

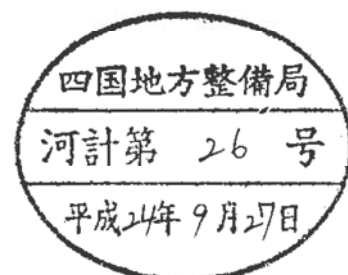
四国地方整備局長 殿

南予水道企業団 企業長



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等
に対する意見聴取について

平成24年9月19日付け、国四整河計第22号にて照会のありましたこのことについて、別紙のとおり提出いたします。



(別紙)

【意見提出様式】

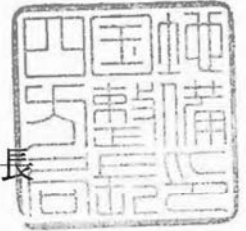
山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する意見

団 体 名	南予水道企業団
担 当 者 名	██
連 絡 先 (TEL)	0895-25-3222
意見の項目	意 見
<p>流水の正常な機能の維持の対策案について (対策案の名称を記入の上、意見を記載して下さい。)</p> <p>※意見を頂く対策案は複数でも結構です。</p>	<p>野村ダムかさ上げ案について</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取水塔のかさ上げ工事を、不断水で実施可能かどうか、疑問である。2. この工事に伴い、特ダム法に係る負担金の増加が懸念される。3. 野村ダムは、富栄養化によるアオコの発生や、それに伴う水道水の異臭の発生が問題となっておりますが、かさ上げによる貯留量の増加で、水の入れ替わるサイクルが延び、アオコ発生に拍車を掛ける可能性がある。 <p>以上のことから、水道事業者の立場からは、この案については、賛成しかねます。</p>

国四整河計第22号
平成24年9月19日

内子町長 殿

四国地方整備局長



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見聴取について（照会）

日頃より国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

山鳥坂ダム建設事業におきましては、国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討について指示を受け、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「実施要領細目」という。）（平成22年9月28日付）に基づき、ダム事業の検証を実施しているところです。

国土交通省四国地方整備局においては、実施要領細目第4.1.(2).④.i)に基づき、山鳥坂ダム建設事業に替わる複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、概略評価により対策案を抽出したところです。

今回、抽出しました流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取を実施したく、添付様式に基づきご回答頂けますようお願いいたします。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴殿並びに関係各位のご意見を踏まえて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしております。何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

(別添)

1. ご意見を伺う流水の正常な機能の維持対策案（資料1）
 - ①山鳥坂ダム案
 - ②河道外貯留施設（貯水池）案
 - ③海水淡水化案
 - ④ダム再開発（野村ダムかさ上げ）案

2. 留意していただく点
頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご承知下さい。

3. 提出
意見提出様式（別紙）にて提出願います。

4. ご回答期限
平成24年10月5日（金）までとさせていただきます。
※調整等で回答期限が難しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

5. 問い合わせ先及び提出先
国土交通省国土四国地方整備局河川部河川計画課
山鳥坂ダム建設事業の検証事務局
〒760-8554 高松市サンポート3番33号
TEL(代) 087-851-8061 FAX 087-811-8417

山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

団 体 名	
担 当 者 名	
連絡先 (TEL)	
ご意見の項目	ご 意 見
流水の正常な機能の維持の対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	



建第1204号
平成24年9月28日

四国地方整備局長 様

内子町長 稲本 隆



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の
維持対策案等に対する意見聴取について

平成24年9月19日付け国四整河計第22号において照会のあった上記の
件について別紙の通り提出します。

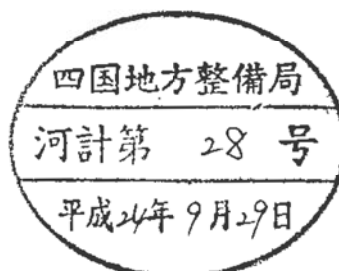
記

(連絡先)

内子町役場建設デザイン課

tel (0893) 44-2111

fax (0893) 44-5140



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

団 体 名	内子町
担 当 者 名	■■■■■■■■■■
連絡先(TEL)	0893-44-211
ご意見の項目	ご 意 見
流水の正常な機能の維持の対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	肱川河川整備計画と比べて、小田川と肱川本川との合流点の洪水時の水位が上がらないような治水対策の実施を前提に、流水の正常な機能の維持対策を検討して欲しい。



国四整河計第22号
平成24年9月19日

西予市長 殿

四国地方整備局長



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見聴取について（照会）

日頃より国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

山鳥坂ダム建設事業におきましては、国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討について指示を受け、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「実施要領細目」という。）（平成22年9月28日付）に基づき、ダム事業の検証を実施しているところです。

国土交通省四国地方整備局においては、実施要領細目第4.1.(2).④.i)に基づき、山鳥坂ダム建設事業に替わる複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、概略評価により対策案を抽出したところです。

今回、抽出しました流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取を実施したく、添付様式に基づきご回答頂けますようお願いいたします。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴殿並びに関係各位のご意見を踏まえて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしております。何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

(別添)

1. ご意見を伺う流水の正常な機能の維持対策案（資料1）
 - ①山鳥坂ダム案
 - ②河道外貯留施設（貯水池）案
 - ③海水淡水化案
 - ④ダム再開発（野村ダムかさ上げ）案

2. 留意していただく点
頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご承知下さい。

3. 提出
意見提出様式（別紙）にて提出願います。

4. ご回答期限
平成24年10月5日（金）までとさせていただきます。
※調整等で回答期限が難しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

5. 問い合わせ先及び提出先
国土交通省国土四国地方整備局河川部河川計画課
山鳥坂ダム建設事業の検証事務局
〒760-8554 高松市サンポート3番33号
TEL(代) 087-851-8061 FAX 087-811-8417

山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

団 体 名	
担 当 者 名	
連絡先 (TEL)	
ご意見の項目	ご 意 見
流水の正常な機能の維持の対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	



西建収第820号
平成24年10月1日

四国地方整備局長 様

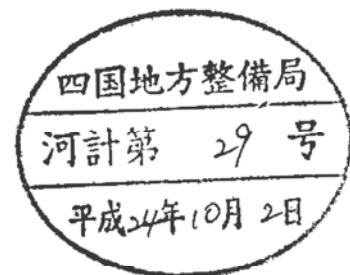
西予市長 三好 幹二



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見聴取について(回答)

平成24年9月19日付け、国四整河計第22号で照会された山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見聴取について、別紙のとおりご回答申し上げます。

何卒、ご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

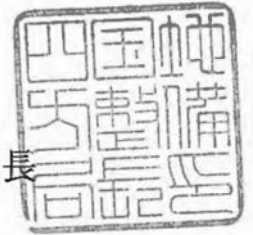


山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

団体名	西予市
担当者名	██████████
連絡先(TEL)	直通 0894-62-6410 FAX 0894-62-6571
ご意見の項目	ご意見
流水の正常な機能の維持の対策案について	<p>意見(要旨)</p> <p>最初に、肱川の清流復活を目指し、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保、そして自然な流れを回復させることは、肱川流域にとって、非常に大事なことであり、西予市と致しましても考えているところです。</p> <p>さて、今回の流水の正常な機能の維持対策案を拝見いたしますと、まず、対策案3の海水淡水化案については、海水から淡水を取った後には濃い塩水が残るわけですが、おそらく宇和海へまた戻すということになると考えられます。</p> <p>この地域は、養殖をはじめ非常に漁業が盛んな地域であり、この濃度の濃い塩水の放流による環境等への影響が心配され、漁業関係者、地域の合意を得ることは非常に難しいものと考えます。</p> <p>施設には大きな敷地が必要となるものと推測されますが、宇和海沿岸域にそのような余裕のある敷地を把握しておらず、用地確保もかなり難しいものと考えます。</p> <p>また、河川に放流するには標高約200mまで淡水をくみ上げるか押し上げなければならぬことから、効率・現実的なものでなく維持管理の上でも大変困難ではないかと考えます。</p> <p>次に、対策案4のダム再開発(野村ダムかさ上げ)についてです。</p> <p>対策案4は、野村ダムを約8mかさ上げして、河川環境容量960万m³を確保する案のようですが、その際に、約100戸の家屋移転、約30haの用地買収などが生じる案となっています。</p> <p>ところで、野村ダムの建設当時には、約110haの事業用地、約50世帯の家屋が移転対象となったと伺っております。今、やっと地域の文化がなじんできた状況だろうと思えます。</p> <p>今回、対策案4で生じる更なる家屋移転数や用地買収面積等を見ますと、該当する地域はもちろんでありますが、市内全体に社会的な影響が考えられ、理解を得るのは大変難しいのではないかと考えます。</p> <p>以上、対策案③、④ともに、現実的な案ではないと考えております。</p>

大洲市長 殿

四国地方整備局長



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見聴取について（照会）

日頃より国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

山鳥坂ダム建設事業におきましては、国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討について指示を受け、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「実施要領細目」という。）（平成22年9月28日付）に基づき、ダム事業の検証を実施しているところです。

国土交通省四国地方整備局においては、実施要領細目第4.1.(2).④.i)に基づき、山鳥坂ダム建設事業に替わる複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、概略評価により対策案を抽出したところです。

今回、抽出しました流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取を実施したく、添付様式に基づきご回答頂けますようお願いいたします。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴殿並びに関係各位のご意見を踏まえて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしております。何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

(別添)

1. ご意見を伺う流水の正常な機能の維持対策案 (資料 1)
 - ①山鳥坂ダム案
 - ②河道外貯留施設 (貯水池) 案
 - ③海水淡水化案
 - ④ダム再開発 (野村ダムかさ上げ) 案

2. 留意していただく点
頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご承知下さい。

3. 提出
意見提出様式 (別紙) にて提出願います。

4. ご回答期限
平成 24 年 10 月 5 日 (金) までとさせていただきます。
※調整等で回答期限が難しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

5. 問い合わせ先及び提出先
国土交通省国土四国地方整備局河川部河川計画課
山鳥坂ダム建設事業の検証事務局
〒760-8554 高松市サンポート 3 番 33 号
TEL (代) 087-851-8061 FAX 087-811-8417

山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

団 体 名	
担 当 者 名	
連絡先 (TEL)	
ご意見の項目	ご 意 見
流水の正常な機能の維持の対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	



24大治1第253号
平成24年10月3日

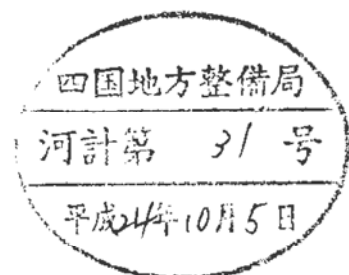
四国地方整備局長 様

大洲市長 清水 裕



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に
対する意見聴取について（提出）

平成24年9月19日付け国四整河計第22号にて照会のありました標記の
件について、別紙のとおり提出いたします。



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

団 体 名	大洲市
担 当 者 名	
連絡先 (TEL)	0893-24-2111
ご意見の項目	ご 意 見
<p>流水の正常な機能の維持の対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。)</p> <p>※ご意見は頂く対策案は複数でも結構です。</p>	<p>【河道外貯留施設 (貯水池) 案】</p> <p>肱川流域はこれまで肥沃な農地と肱川の豊かな水によって第1次産業を主体に栄えてきているが、今後の大洲市においては生産・加工・販路拡大を一連とする第6次産業の振興が地域活性化策の大きな柱と考えており、ダム検証においては優良農地や将来の土地利用、水資源等に配慮した検討が重要と考えている。</p> <p>今回抽出された3つの対策案の内、大洲地域に直接影響を受ける河道外貯留施設 (貯水池) 案については、計画地である菅田地区は市内有数の大規模集団農地が広がっており、米や麦・大豆、里芋、施設野菜などが盛んに栽培され大洲市の重要な農業振興地域である。</p> <p>当地域においては、現在、平成16年に策定された「肱川水系河川整備計画」に基づいて地元の合意を得ながら築堤事業を推進している状況であり、提示された対策案による優良農地への施設整備は実現性や地域社会への影響からも到底容認できるものではない。</p> <p>大洲市としては、現行案の山鳥坂ダムによる河川環境容量の確保が、肱川の安定した水利用と河川環境保全に最も適した方策と考えている。</p>

国四整河計第22号
平成24年9月19日

農林水産省中国四国農政局長 殿

四国地方整備局長



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見聴取について（照会）

日頃より国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

山鳥坂ダム建設事業におきましては、国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討について指示を受け、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「実施要領細目」という。）（平成22年9月28日付）に基づき、ダム事業の検証を実施しているところです。

国土交通省四国地方整備局においては、実施要領細目第4.1.(2).④.i)に基づき、山鳥坂ダム建設事業に替わる複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、概略評価により対策案を抽出したところです。

今回、抽出しました流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取を実施したく、添付様式に基づきご回答頂けますようお願いいたします。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴殿並びに関係各位のご意見を踏まえて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしております。何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

(別添)

1. ご意見を伺う流水の正常な機能の維持対策案 (資料1)
 - ①山鳥坂ダム案
 - ②河道外貯留施設 (貯水池) 案
 - ③海水淡水化案
 - ④ダム再開発 (野村ダムかさ上げ) 案

2. 留意していただく点
頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご承知下さい。

3. 提出
意見提出様式 (別紙) にて提出願います。

4. ご回答期限
平成24年10月5日 (金) までとさせていただきます。
※調整等で回答期限が難しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

5. 問い合わせ先及び提出先
国土交通省国土四国地方整備局河川部河川計画課
山鳥坂ダム建設事業の検証事務局
〒760-8554 高松市サンポート3番33号
TEL (代) 087-851-8061 FAX 087-811-8417

山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

団 体 名	
担 当 者 名	
連絡先 (TEL)	
ご意見の項目	ご 意 見
流水の正常な機能の維持の対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	



24中計第238号

平成24年10月4日

国土交通省

四国地方整備局長 殿

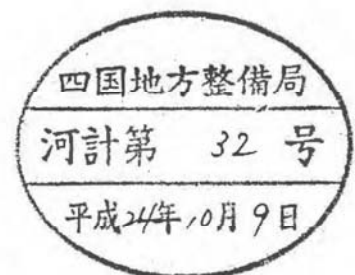
農林水産省

中国四国農政局長



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見聴取
について（回答）

平成24年9月19日付け国四整河計第22号により「ダム事業の検証に係る検討
に関する再評価実施要領細目（平成22年9月28日付け国河計調第7号）」第4. 1.
(2). ④. i) に基づき意見照会のあった標記については、別紙のとおり回答します。



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する意見

団 体 名	中国四国農政局
担 当 者 名	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
連絡先 (TEL)	0 8 6 - 2 2 4 - 4 5 1 1 ■■■■■■■■■■
意見の項目	意 見
農政局の意見(全般)について	○今回の意見は、提示された資料（概略評価）に対するものであり対策案が具体的になった場合は、その内容により当局の意見を変更、追加する必要があることをご承知願いたい。 また、対策案の検討に当たっては、地域農業の振興に影響を与えないよう配慮されたい。
①山鳥坂ダム案	○意見なし。
②河道外貯留施設(貯水池)案	そもそも、河川管理者は自然公物たる河川の内において、強権的な権利が与えられているものと思料。従って、河川管理行為を河川外において実施するに当たっては、河川法制度の根幹に立ち返っての議論が必要と思料。 ○貯水池の予定地には、土地改良事業を実施した優良農地や農業振興を推進する地域が含まれていることから、地域農業の振興に影響を与えないよう配慮されたい。 ○河道外貯留施設は、優良農地以外の場所で検討されたい。
③海水淡水化案	○海水淡水化案の送水管は、南予用水事業の幹線用水路を横断するため、横断構造物の安全性等に配慮されたい。
④ダム再開発(野村ダムかさ上げ)案	○既得農業用水の優先確保について ・野村ダムに確保されているかんがい用水の貯留・使用が、新たに確保される流水の正常な機能の維持対策容量（河川環境容量）よりも優先して、確保されるよう配慮されたい。 ・新たな河川環境容量確保に伴う施設改修の検討に当たっては、かんがい用水の取水及び管理に支障が生じないよう原因者の負担と責任において実施するよう配慮されたい。 ○利水安全度について 野村ダムでは、平成6年、平成14年、平成19年の大きな渇水の時でも、取水制限までには至っていないが、河川環境容量の上乗せに伴い、既得のかんがい用水の利水安全度が低下しないよう配慮されたい。



国四整河計第22号
平成24年9月19日

愛媛県知事 殿

四国地方整備局長



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見聴取について（照会）

日頃より国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

山鳥坂ダム建設事業におきましては、国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討について指示を受け、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「実施要領細目」という。）（平成22年9月28日付）に基づき、ダム事業の検証を実施しているところです。

国土交通省四国地方整備局においては、実施要領細目第4.1.(2).④.i)に基づき、山鳥坂ダム建設事業に替わる複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、概略評価により対策案を抽出したところです。

今回、抽出しました流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取を実施したく、添付様式に基づきご回答頂けますようお願いいたします。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴殿並びに関係各位のご意見を踏まえて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしております。何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

(別添)

1. ご意見を伺う流水の正常な機能の維持対策案（資料1）
 - ①山鳥坂ダム案
 - ②河道外貯留施設（貯水池）案
 - ③海水淡水化案
 - ④ダム再開発（野村ダムかさ上げ）案

2. 留意していただく点
頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご承知下さい。

3. 提出
意見提出様式（別紙）にて提出願います。

4. ご回答期限
平成24年10月5日（金）までとさせていただきます。
※調整等で回答期限が難しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

5. 問い合わせ先及び提出先
国土交通省国土四国地方整備局河川部河川計画課
山鳥坂ダム建設事業の検証事務局
〒760-8554 高松市サンポート3番33号
TEL(代) 087-851-8061 FAX 087-811-8417

山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

団 体 名	
担 当 者 名	
連絡先 (TEL)	
ご意見の項目	ご 意 見
流水の正常な機能の維持の対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	

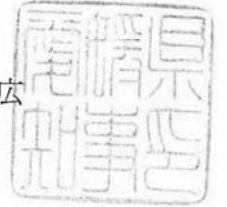


24水資第 49 号

平成24年10月5日

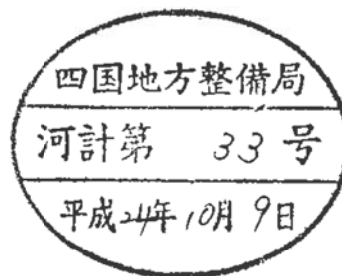
四国地方整備局長 様

愛媛県知事 中村 時広



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等
に対する意見聴取について（回答）

平成24年9月19日付け国四整河計第22号で依頼のあった標記の件について
別紙のとおり回答いたします。



(担当)

愛媛県土木部河川港湾局
水資源対策課

TEL 089-912-2682(直通)

FAX 089-912-2679

山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

団体名	愛媛県
担当者名	██████████████████████████████
連絡先(TEL)	089-912-2682
ご意見の項目	ご 意 見
流水の正常な機能の維持の対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	<p>①山鳥坂ダム案</p> <ul style="list-style-type: none">・ コスト面で優位であること、既に水没地域住民との合意形成がなされ、実現性があり、他案に比べ最も現実的で、有効な手段である。 <p>②河道外貯留施設(貯水池)案</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本案は大洲市の主要産業である農産物の主要産地で、県が保全対象として堤防整備を実施している菅田地区を貯水池にするものであり、地域社会へ与える影響が著しく、地域の合意形成が困難である。 <p>③海水淡水化案</p> <ul style="list-style-type: none">・ 海水淡水化案は、濃縮海水の放流による環境や漁業者への十分な配慮が必要であること、用地の確保において流域外の住民に負担を強いること、維持管理費も含め膨大なコストがかかることなど、課題が多く、対策案としては妥当でない。 <p>④ダム再開発(野村ダムかさ上げ)案</p> <ul style="list-style-type: none">・ 野村ダムかさ上げに伴い、ダム建設時の倍の家屋移転が生じること、関係利水者も南予地域3市1町に及ぶことなどから、地域社会へ与える影響が著しく、地域の合意形成が困難である。 <p>なお、いずれの案においても流域住民が強く望んでいる「肱川の清流復活」のためには、肱川における流水の正常な機能の維持が必要不可欠であることを申し添える。</p>